

オオムギ遺伝資源（種子，DNA）提供同意書

国立大学法人岡山大学資源植物科学研究所（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）に別紙リソースを提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 甲は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。
2. ①乙は、本件リソースを、次の課題に利用する。

②乙が、本件リソースを上記と異なる課題に利用するときは、事前に甲に連絡する。

3. 乙は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、Materials and Methods等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、甲から提供されたことを明示する[英文例: (barley material) was provided by Institute of Plant Science and Resources, Okayama University with support in part by the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan]。また、その発表の写しを甲へ送付する。甲は、事業の成果としてそれを公表することができる。
4. 乙は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
5. 本件リソースは、乙と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、乙は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
6. 甲は、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを乙に提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、乙へは一切移転されない。
7. 乙は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、乙の責任によって対応する。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
8. 乙は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、乙自らの責任で処理する。
9. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の

使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)等によって認められる範囲内の研究環境, 実験条件, あるいは, 国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお, 当該法令等に基づく手続きが必要な場合には, 当該法令に従って乙がその手続きをしなければならない。

10. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については, 速やかに双方で別途協議し処理する。
11. 乙が本同意書に違反したとき, 甲は, 以後, 乙による本件リソース及び甲の他のリソース利用を停止することができる。
12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については, 双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書 2 通を作成し, 甲, 乙それぞれ 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲

岡山県倉敷市中央二丁目 20-1

国立大学法人岡山大学資源植物科学研究所

所 長 前 川 雅 彦 印

乙

機関名:

住 所:

代表者:

職名 氏 名 印

研究責任者:

職名 氏 名 印